

## 上山市告示第93号

上山市先進的取組に係る視察受入に関する要綱を次のように定める。

令和元年10月25日

上山市長 横 戸 長兵衛

### 上山市先進的取組に係る視察受入に関する要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、上山市（以下「市」という。）が実施している先進的取組等について、公共団体、民間企業その他団体及び個人による視察を受入れ、市が保有、蓄積している情報等を提供する際の手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (対応する取組等)

第2条 市は、先進的取組に係る視察の受入及び調査等の依頼があったときは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 視察を希望する者（以下「視察者」という。）に対して、市が作成した資料に基づき、説明及び資料配布を行うこと。
- (2) 調査等を希望する者（以下「調査者」という。）に対して、調査への回答、資料の作成及び提供を行うこと。

2 この要綱における先進的取組とは、「上山型温泉クアオルト事業」とする。

#### (説明等の日時)

第3条 取組等に関し説明を行う日時は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に限るものとする。ただし、双方の都合により当該指定の日に対応することが困難であることが明らかな場合その他やむを得ない理由等により、当該指定の日時以外に対応することが必要と認められる場合は、この限りでない。

#### (申請)

第4条 視察者又は調査者は、上山市先進的取組に係る視察申込書（様式第1号）及び上山市先進的取組に係る調査依頼書（様式自由）を当該視察の目的事項を所管する課等に提出するものとする。なお、視察に関しては、希望日の概ね1月前までに提出すること。

#### (受付等)

第5条 市長は、前条に定める視察の申請を受けたときは、受入の可否について上山市先進的取組に係る視察決定通知書（様式第2号）により、視察者に通知するものとする。

(料金の徴収)

第6条 市は、先進的取組に係る視察の受入及び調査等の依頼に対応するときは、別表第1のとおり料金を徴収するものとする。ただし、調査等については、依頼の内容が複雑で回答に相当の時間を要するものに限るものとする。

2 料金は、原則、納付書により納入するものとする。ただし、双方の都合により当該指定の方法で納入できない場合は、市の指定する口座に支払うものとする。納入に掛かる費用は、視察者及び調査者が負担するものとする。

3 視察者の都合による人数や時間の変更に伴う減額が生じた場合でも、料金は返納しないものとする。

(料金の減免)

第7条 前条第1項に規定する料金の減免の割合は、別表第2に定める割合とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

| 種 別  | 内 訳                                                                   | 金 額（税込）         |
|------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 基本料金 | 視察人数 5 人以内<br>事業説明 9 0 分以内での対応<br>※希望する場合、葉山コース現地視察<br>（3 0 分以内）別途対応可 | 1 0, 0 0 0 円／団体 |
| 加算設定 | 視察人数による加算<br>5 人を超え、1 人ごとの増加                                          | 2, 0 0 0 円／人    |
| 調 査  | 調査等への回答（資料代を含む。）                                                      | 2, 0 0 0 円／件    |

別表第 2（第 7 条関係）

| 種 別                                  | 減 免 の 割 合 |
|--------------------------------------|-----------|
| 市内に宿泊する場合                            | 5 0 %     |
| 市民（市出身の学生含む。）及び報道関係者<br>情報交換を目的とする場合 | 1 0 0 %   |
| その他市長が特に必要と認める場合                     | 1 0 0 %   |